

広島県告示第十号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島空港県営第一駐車場及び広島空港県営第二駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

タイムズモビリティ株式会社 代表取締役 川上 紀文

2 主たる事務所の所在地

東京都品川区西五反田二丁目二〇番四号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

2 変更内容

変 更 前		変 更 後	
タイムズモビリティネットワークス株式会社	代表取締役 川崎 計介	タイムズモビリティ株式会社	代表取締役 川上 紀文
広島市中区鉄砲町七番一八号		東京都品川区西五反田二丁目二〇番四号	

三 変更年月日

令和元年十一月一日